



平成21年5月22日

各 位

会社名 豊和工業株式会社
代表者 取締役社長 坂野和秀
(コード番号 6203 東証・名証第1部)
問合せ先 取締役総務部門長 石原啓充
(TEL 052-408-1001)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第171期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備えおかなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものです。

- (2) 経営の迅速化、効率化と業務執行の充実を目的として平成21年5月15日開催の取締役会において導入を決定した執行役員制度により、取締役の員数が減少することとなったため、取締役の定員を12名から7名に改めるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木曜日)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (株券の発行)</p>	<p>第2章 株 式 (削 除)</p>
<p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>	<p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>
<p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p>
<p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>第12条</p>	<p>第11条</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第13条 当社は、株主名簿管理人をおく。</p>	<p>第12条 当社は、株主名簿管理人をおく。</p>
<p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>
<p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備えおきその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社は取り扱わない。</p>	<p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備えおきその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社は取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第14条 〽 (条文省略)</p> <p>第20条</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第21条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p>第22条 〽 (条文省略)</p> <p>第43条</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第13条 〽 (現行どおり)</p> <p>第19条</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第20条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>第21条 〽 (現行どおり)</p> <p>第42条</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備えおきその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以上